

徳島県保険医協会 第43回定期総会決議

徳島県保険医協会は、すべての患者・国民のいのちと健康を守るために国民皆保険制度の維持と発展、平和のもとに安心・安全に暮らせる社会を実現し、保険医の生活と権利を守る活動に取り組んできた。

現在、物価高騰、人件費の増大、不十分な診療報酬改定により多くの医療機関が厳しい経営状態に追い込まれ、閉院・廃業する医療機関が現れている。2026年度の診療報酬改定率は「本体部分」で3.09%引き上げとされたが、基本診療料は僅かな引き上げに留まり不十分である。複雑な算定要件をつけず、物価高騰や人件費上昇に対応した基本診療料の再改定を求める。

マイナ保険証に関しては多くのトラブルが指摘されており、全国保険医団体連合会の調査では、2025年8月以降も7割の医療機関がマイナ保険証の資格確認でトラブルを経験している。多くの医療機関が旧健康保険証や資格確認書を使用してトラブルに対処している。患者の受療権を守るため、すべての被保険者が資格確認を受けられる手段を確保することが求められている。

日本国憲法第25条第2項は、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と国の社会的責務を定めている。しかし、政府は高額療養費制度の限度額引き上げや、OTC類似薬の自己負担化、高齢者窓口負担増を内容とする「健康保険法等の一部を改正する法案」を可決・成立させた。社会保障における「公助」の責任を、国がはたすことを規定した憲法に逆行するものであり強く抗議する。

世界情勢が混乱する現在、唯一の戦争被爆国である日本の医師・歯科医師として、私たちは国民のいのちと健康を守る使命に基づき、戦争と核兵器に反対し恒久の平和を求める。

第43回定期総会にあたり、以下の項目の実現を求め活動をすすめる。

記

- 一. 実態に見合わない低診療報酬を見直し、賃上げや物価高騰対策とは別建てとしての基本診療料を、医科・歯科ともに大幅に引き上げること。
- 一. 抜本的な歯科技術料の保障と、歯科技工所の安定的経営を可能とする財源措置をただちにこなうこと。
- 一. 社会保障費の削減は中止し、医療・介護に必要な財源を確保すること。
- 一. 医療機関に対するオンライン資格確認システム導入の原則義務化を撤回すること。
- 一. すべての被保険者がトラブルなく確実に資格確認を受けられる手段を確保すること。
- 一. 政府が計画する「医療DX」は再検討し、デジタル化に際しては患者の権利と医師の守秘義務を尊重すること。
- 一. 医療・介護の患者・利用者の負担増を行わないこと。
- 一. 国民健康保険制度に十分な国の財源を投入し、国保料(税)の軽減をこなうこと。
- 一. 多くの人命を奪う戦争と核兵器に反対し、恒久の平和を実現すること。

以上

2026年6月21日

徳島県保険医協会 第43回定期総会